

持続可能な経済社会の実現のための投資の在り方  
(環境投資)検討チーム報告書

平成12年6月

持続可能な経済社会の実現のための投資の在り方(環境投資)検討チーム

## 【目次】

はじめに	【 1 】
1 環境問題と投資をめぐる情勢	【 2 】
(1)地球の制約の顕在化と持続可能な発展	2
(2)社会資本整備の状況	2
(3)民間投資の状況	3
2 環境投資とその意義	【 4 】
(1)持続可能な経済社会への転換に向けた投資の必要性	4
(2)環境投資の考え方	4
(3)環境投資の意義	5
環境投資と持続可能な発展	5
公共部門における環境投資と民間部門における環境投資	6
ア 公共部門における環境投資	6
イ 民間部門における環境投資	6
3 環境投資の検討の基本的な考え方	【 9 】
(1)循環と共生の双方を視野に置いた検討	9
(2)環境投資の部門別検討とその視点	9
4 環境投資の推進に当たっての課題	【 12 】
(1)公共部門における環境投資の推進	12
環境保全経費の改善	12
事業評価への環境配慮の視点の適切な織り込み	13
手続的環境政策手法の整備	13
民間の資金やノウハウの活用に際しての環境配慮の確保	13
(2)民間部門における環境投資の促進	14
経済社会の将来像とそこに至るシナリオの提示	15
環境コストの市場への織り込み	15
環境投資の促進のための環境整備	15
ア 企業における環境経営の促進	15
イ 環境投資の促進と一体となった社会インフラの整備	16
ウ 需要面からの環境投資の促進	17
エ 環境投資のための資金調達の円滑化	17
オ 税財政、政策金融上の支援の枠組み	18
(3)公共部門、民間部門を通じた環境投資のための環境整備	18
環境研究及び環境技術開発	18
環境に関する情報基盤の整備	20
地域における連携	20
おわりに	【 21 】

## はじめに

本報告書は、中央環境審議会企画政策部会が、「環境基本計画の見直しの論点と作業の進め方の整理について」(平成11年10月1日)において、各論の見直しの論点として「持続可能な経済社会の実現のためには、環境負荷の低減につながるインフラ整備や環境配慮型の製品・サービスの供給、生産の前段階の調査研究・技術開発等のための投資が行われることが重要である。このような観点から、公共セクター、民間セクターのあらゆる投資主体による環境投資の在り方について検討を行い、その推進を図る必要がある」ことを挙げたことを承け、同部会に置かれた「持続可能な経済社会の実現のための投資の在り方(環境投資)検討チーム」が行った議論の結果をとりまとめたものである。

本検討チームは、環境問題の現状と課題を踏まえ、これからの経済社会を持続可能なものとしていくためには、公共部門、民間部門を通じ、直接環境保全に効果を有する環境のための投資を促進するとともに、あらゆる投資にきめ細かく環境配慮を織り込んでいくことが極めて重要であるとの認識の下に、必要な投資の在り方について、公共部門、民間部門及び両者に共通する課題の3つの分野に分け、それぞれ検討を加えた。

なお、他の検討チームにおいても、個別具体的な環境問題の解決の観点から、環境投資の問題が取り扱われることになると思われるところであるが、そのような検討の中から浮上した論点については、部会における取りまとめの段階で本報告書の考え方との整理が行われることを期待したい。

また、環境投資が積極的に行われることは歓迎すべきことであるが、環境投資の範囲を無制限に拡大することは、環境投資の意義を曖昧にし、結果としてその推進の支障となるおそれがあることに留意すべきであるとの指摘があったことを附言しておきたい。

平成12年6月2日

主	査	三	橋	規	宏
		神	林	章	夫
		西	岡	秀	三
		福	川	伸	次
		藤	井	絢	子
		星	野	進	保
		村	上	忠	行
協力メンバー		森	田	恒	幸

( 会合の経緯 )

第1回会合 3月31日  
第2回会合 4月28日  
第3回会合 5月12日

## 1 環境問題と投資をめぐる情勢

### (1)地球の制約の顕在化と持続可能な発展

現在、世界人口の増加と途上国の成長は、地球規模での環境負荷を高めつつあり、地球温暖化問題は、その象徴的問題である。このような環境面からの制約の他にも、資源・エネルギー問題や食糧問題など人類の文明が地球の容量の制約に直面しつつあるのではないかと考えられる事態が生じてきている。

このような事態に対処していくためには、生産や消費のパターン、すなわち経済社会システムやライフスタイルを大きく転換していくことが必要である。リオデジャネイロで開催された地球サミットにおいては、このような認識の下に、「環境と開発に関するリオ宣言」やアジェンダ21において持続可能な発展の概念を環境と経済を統合していくための基礎的な考え方として国際的なコンセンサスに高めた。我が国においても、環境基本法が「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」の構築を目指すこととしている(第4条)。

### (2)社会資本整備の状況

我が国の社会資本整備について見れば、主要先進国に比べれば、なお整備が遅れているものも見受けられるものの、早急な基盤整備のため、過去50年間を通じて欧米の3倍以上のG N P比を保って投資が行われてきた結果、戦後50年を経て相当の進捗が見られるとともに、投資全体に対するメンテナンスの比重が高まってきている。このような中において、高度成長期に大量に整備された社会資本がこれから更新期を迎えることとなり、投資全体に占める更新投資の比重が高まっていくものと考えられる。このことは、従来型の社会資本整備から、持続可能な経済社会に向けて諸システムの転換を図っていく上で必要な社会資本整備に重点を移していく絶好の機会を提供することになると考えられる。

その一方で、今後、我が国の総人口は2007年頃をピークに、その後は減少に転じるという予測もあり、世界に例を見ない急速な高齢化が進行する中で、生産年齢人口も今後減少していくものと予想されており、我が国経済は長期的に見て、戦後これまでのような高い成長を見込めないとの見解が強い。また、2000年度末の推計で、国の公債残高は約364兆円、対G D P比73%、国・地方の長期債務残高は645兆円にも達する見込みとなるなど、財政の状況は急速に悪化してきており、国の中期財政見通し等においても、このような状況の急速な改善は困難であると見込まれている。このことから見ても、今後高齢化等に伴う財政需要の増大も見込まれる中において、財政の対応力は、相当長期間にわたって低下せざるを得ないものと考えられる。このような中において、社会資本整備についても、限られた財源の重点的、効率的配分を求める要請が高まるものと考えられる。

また、環境問題に対する認識の高まりや社会の高齢化などを背景として、国民の価値観も多様化しており、国民の社会資本に対するニーズも生活をより重視する方向あるいは単なる量的充足から個性豊かで活力に満ちた地域社会を求める方向へと大きく変化してきているものと考えられる(注1)。

さらに、社会資本の整備や運営の手法についても、従来のように専ら行政が直接事業主体となって実施する方式に止まらず、P F I方式や公設民営方式、土地信託方式など、民間の資金やノウハウを活用する方式も模索されているところである。

我が国が持続可能な経済社会を構築していくためには、このような社会資本を巡る情

勢を踏まえ、土壌・地下水の汚染等、自然の自浄作用を超える環境負荷が加わり続けることにより、次第に環境負荷が蓄積されていくことによる環境上の「負の遺産」の解消や環境の復元を含めて社会資本整備における環境の保全のための、あるいは環境保全に資する投資の推進を図るとともに、投資全体に環境配慮をシステムの織り込んでいく努力を行う必要があると考えられる。

(注1)例えば、平成10年6月の総理府世論調査を見ると、幹線道路等への満足度は高く、むしろ住宅周辺道路について歩道・車道の分離、歩道の拡大への希望が高いなど、住民の視線は、より生活密着型の道路整備に向けられている。また、鉄道についても、新線の整備よりは運賃や運行回数への要望の方が多い。さらに、全体として見た場合、福利厚生・医療施設、公園・廃棄物処理施設等への要望が治山・治水や交通施設への要望より多いという結果が示されている。

また、建設政策研究センターが1992年に有識者を対象に21世紀のインフラ整備に行った調査によると、今後必要となる社会資本整備としては、文化を重視したもの、ストックとしての価値のあるもの、高齢化に対応したもの、町並みの美しさや車椅子での動き易さを優先させること、自然景観を活かした町づくりを進めること、全国一律の基準で豊かさをはからないこと等が挙げられている。

### (3) 民間投資の状況

民間投資における環境配慮の織り込みに関しては、基本的には、循環型経済社会システムや共生型社会により豊かさを認める消費者のニーズの変化に沿った形で展開していくものと考えられ、企業においても経営方針を決定する際に、環境を考慮すべき主要な要素の一つと考える傾向が強まってきていることなどから見て、持続可能な経済社会にふさわしい市場への質的变化が期待されることである。このような市場の質的变化こそ、持続可能な経済社会を実現するための前提である。

なお、我が国の経済構造は、今後、経済のグローバル化に伴う激しい国際競争の中で、金融部門も含め投資効率が高く付加価値の大きい分野にシフトしていくことが予想されることや国際的に資源・エネルギーの制約が強まる見通しの下、資源の効率的利用や再利用など資源効率性の向上が極めて重要な経済社会的な課題となることなど、いずれもそのような方向へ大きく寄与すると考えられる。

しかしながら、環境のような外部経済性の強い事柄について全面的に市場に委ねることとした場合には、予定調和的に最適状態が実現することは期待できず、市場価格への内部化のための措置など適切な政策的対応や資源・エネルギーの使用の削減、効率化、再生可能なものへの転換等のための投資については、経済面から見ても強力的に推進する必要があるなど、市場の質的变化を促す基盤的施策を進めることが重要である。

民間における環境保全のためのあるいは環境に資する投資や投資に際しての環境配慮の織り込みに関しては、このような事情を踏まえ、行政は、可能な限り民間の自主性により、必要な投資が確保されるよう、所要の枠組みを整備するとともに、民間において所要の投資が確保されがたい場合には、必要に応じ、支援策を検討することも考えられる。

## 2 環境投資とその意義

### (1) 持続可能な経済社会への転換に向けた投資の必要性

環境基本計画は、「大量生産・大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式のあり方を問い直し、生産と消費のパターンを持続可能なものに変えていく必要がある」ことを述べ、あらゆる主体が公平な役割分担の下に、経済社会システムや生活様式の変革に取り組んでいかなければならないことを述べている。また、環境基本計画は、長期的な目標として、環境への負荷の少ない循環を基調とした経済社会システムを構築することと健全な生態系を維持・回復しつつ自然と人間との共生を確保することを打ち出している。これらは、人間社会の側から見れば、我々の経済社会を持続可能なものとしていくことによって達成されるものと考えられるものであり、そのような経済社会を構築していくためには、経済社会システムがいかなる形で形成されていくかということが重要である。このような観点から見た場合、環境の視点から見て必要なあるいは望ましい投資のあり方について、環境基本計画において一定の方向性を示すことが必要であると考えられる。

### (2) 環境投資の考え方

本検討会においては、このような認識を踏まえ、「環境面から見て持続可能な経済社会を構築するために必要あるいは望ましいと考えられる投資」を「環境投資」という概念としてとらえ、その在り方について検討することとした。なお、この場合の「投資」は、資金ベースの概念ではなく、公共投資や設備投資など資本の形成ベースの概念としてとらえることとし、そのような投資を行うために必要な資金の問題は、そのような資本の形成の財源の問題として考えることとした。また、持続可能性には、環境の側面の外に、経済的側面及び社会的側面があり、現実の投資においては、これらの3つの側面を踏まえて判断が行われるものであるが、本検討会における検討においては、専ら環境の側面に絞って検討を行うこととしたところである。

また、本検討会においては、本部会に提出された資料等に基づき、持続可能性の考え方について示されている様々な考え方を念頭に置いて、環境投資をさらに幾つかの類型に分類することを検討し、環境問題の現状を踏まえ、概ね次のような類型に区分して整理を行うこととしたところである。

- 環境負荷の低減、処理のための投資(例：廃棄物・リサイクル、下水道、ゼロ・エミッション化等生産工程のグリーン化、低公害車の生産)
- 環境の維持、復元、創造のための投資(例：自然公園事業、親水性のある施設整備、森林造成)
- 資源・エネルギーの使用の削減、効率化、再生可能なものへの転換等のための投資(生産工程の効率化、コ・ジェネレーション、新エネルギー)
- 持続可能な経済社会に関する技術開発、モニタリングのための投資

これらの投資は、いずれも持続可能な経済社会構築のためには不可欠のものであるが、「環境保全施策」との関係で見た場合、直接的なもの(環境保全のための投資、主として )から間接的なもの(環境保全に資する投資、主として )までが含まれることになる。また、ある投資が同時にこれらの幾つかの類型に該当することがあり得るもの

である。

この場合、特に、「環境保全に資する投資」については、環境保全そのものを目的とするものではないため、「環境保全に資する」程度はかなり幅があり、どの程度環境に資するものであれば、環境投資と言いつけるのかという問題がある。この点については、ある投資が環境保全のために、あるいは環境に資する形で行われていると言えるかどうかの判断を政策決定過程に組み込んでいくための枠組み(判断基準、パフォーマンス評価の手法、手順等)の必要性、またそのベースとなる環境に関する統計のあり方についての検討の必要性が議論された。

一方、環境との関係が直接的でない投資にあっても、投資そのものが環境負荷を生み出すことも多く、方法によっては環境負荷の低減につながる選択が可能である場合も多い。したがって、本検討会においては、環境投資の推進の観点と同時に、投資全体を持続可能な経済社会の構築の方向性に沿ったものとしていく、「投資のエコ化」の観点も極めて重要であると考え、投資に当たっての環境配慮の組み込みを重要な論点として取り上げたところであるが、環境基本計画の策定に当たってもこれら2つの観点が、取り上げられるべきであると考えられるものである。

(参考)持続可能な経済社会の判断基準の例(第72回企画政策部会提出部会長メモ)

- ・ 長期的再生産が可能な範囲で「再生可能な自然財」を利用する。
- ・ 他の物質やエネルギー源によってその機能を代替できる範囲で「再生不可能な自然財」を利用する。
- ・ 人間活動からの排出が環境の自浄能力の範囲内にとどめられている。
- ・ 長期的に生態系が順応可能なレベル(環境容量)以下に物質やエネルギーの放出を抑制する。
- ・ 化学物質など自然界に存在しない物質をシステムの的に自然界に増やさない。

### (3)環境投資の意義

#### 環境投資と持続可能な発展

21世紀に向けて、循環と共生を基調とした持続可能な経済社会を築き上げていくには、国民の間に生まれつつある新たな豊かさの観念や消費傾向、それを可能にする市場の質的变化を根付かせ、あらゆる投資に環境配慮を織り込んでいくことがそのような経済社会への転換を図るために必要であり、環境投資はそれを先導する役割を担うものである。

環境投資をそのような持続可能な経済社会の構築との関連で見た場合、環境投資が経済社会の持続可能性を増すメカニズムには幾つかの側面が考えられるところであり、環境投資の検討にあたっては、以上のような投資の多様な経済効果を理解し、これらの効果を高める方向で検討することが必要である。

まず、地球規模の著しい環境破壊は経済発展の基盤をも破壊してしまうものであるが、このような場合、環境投資による環境破壊の抑制はそれ自体、経済発展を持続させるための必要不可欠の条件になる。

また、このような事態に至らない場合であっても、経済発展は各種の環境制約の中で営まれており、環境投資は、例えば廃棄物や有害化学物質の適正処理などにより、環境制約を相対的に緩和してそれだけ経済活動の増加の余地を増すことを通じ、経済発展の持続性を高めることになる。

なお、このような環境投資の基本的な経済効果以外にも、環境投資には経済発展を支

える幾つかの効果がある。

第1に、環境投資には新たな有効需要を生み、国内や地域の環境産業を育成し、マクロな経済活動水準を増加させる効果がある。わが国の歴史を見ても、例えば公害対策のための環境政策導入による一時的なマクロ経済の落ち込みが、これに関連する環境産業の著しい伸びによってその大半が回復できたという指摘がある。

第2に、環境投資が技術や生産プロセスの革新を導き、その結果、国内産業の発展基盤が強化されるだけでなく、国際競争力を強める効果がある。この効果は、マイケル・ポーターにより「イノベティブ・オフセット」と名付けられ、米国の環境政策推進の根拠としてしばしば引用される。

第3に、余剰生産力に新たな市場を与えることにより環境投資が景気を回復させる効果が指摘されている。

## 公共部門における環境投資と民間部門における環境投資

循環と共生を基調とした経済社会を構築していくためには、公共部門は、自らの環境投資を通じて社会基盤を環境配慮型のものに変えていくことや、民間が投資への環境配慮の織り込みを行いやすくする環境を整える役割を担う必要がある。また、民間部門は、これを受けて自発的に投資行動や消費行動に環境配慮を織り込み、環境保全型の市場形成を図っていく必要がある。投資行動や消費行動への環境配慮の織り込みや、環境保全が豊かさの重要な要素であると十分に認知するほど質的に転換しきれていない市場の現状においては、当分の間、公共部門の果たす先導的な役割はなお大きいものがあると考えられる。

このようなことを踏まえつつ、環境投資の性格や効果を公共部門、民間部門に分けて整理すれば、次のように考えられる。

### ア 公共部門における環境投資

公共部門における環境投資は、環境保全を目指して行われ、直接環境保全上の効果を生じさせるものや他に主要な目的を持ちつつ、環境保全上も大きな効果を発揮するものがある。また、経済社会活動が環境に配慮された形で実施されるために不可欠あるいはそれがあることにより環境配慮を行うことが容易になるインフラを提供するものも多い。このような公共部門の環境投資は、環境産業をはじめとする産業の成長に広範な効果を有するものであるが、環境投資が新技術を利用し、あるいは既存技術について未普及のものの普及や新たな組み合わせを図る形で行われるような場合には、技術の革新や新たな市場の創造にもつながっていくものである。

### イ 民間部門における環境投資

一方、民間部門における環境投資は、環境保全のための投資として行われる場合には環境の修復等に要する社会のコストを削減することにつながるとともに、資源・エネルギーの利用の効率化等のための投資の形をとる場合には、天然資源の使用を抑制し環境負荷が低減された経済社会への転換を促進することにもなる。また、個々の企業にとっては、事業コストに他ならないが、ビジネス・チャンスの創出の契機ともなる。我が国の公害問題に対する対応の経緯は、OECD等の国際機関においても環境と経済の統合的な運用が可能であることを示す好事例としてしばしば取り上げられるところである。このことは、現在の我が国においても基本的に妥当しうるものと考えるところであり、次に述べる幾つかの事情を考えれば、持続可能な経済社会への転換という大きなシナリオの中において環境投資を促進するた

めの条件整備を行いつつ環境投資の戦略的な展開を図ることが、環境と経済が統合された経済社会の運営に道を開くためにも、我が国産業が国際的競争力を維持しつつ産業構造の転換を図っていくためにも、必要不可欠なものとなっている。

- ・地球温暖化問題など地球規模の環境問題が発生する中で、先進国を中心として環境問題に対する感度が高まり、経済運営上も環境問題が重要な課題となるとともに、市場のグリーン化や環境に関するルールの策定が国境を越えた形で進みつつあり、これが各国の国内経済にも極めて大きな影響を及ぼすことが見込まれること
- ・地球温暖化問題等の環境問題の発生や化石燃料の枯渇等の資源・エネルギーの制約の顕在化等を背景として、持続可能な発展が国際的なコンセンサスを得た経済社会運営の基本的コンセプトとなる中で、先進国は「共通のしかし差異のある責任」を果たすため、経済社会の経済、環境の両面から見た効率性の向上を図ることを求められており、このような動きは、各国の経済社会運営の基本的部分に大きな影響を与えるとともに、対応の適否が各国経済社会の総合的な国際的競争力も左右することになると考えられること
- ・このような中で我が国の産業構造を総体として資源・エネルギーの利用が抑制された環境負荷の少ないものへとシフトしていく必要があり、そのような産業構造の変化に対応しうる産業がこれからの経済成長の源泉となっていくと考えられること
- ・地球温暖化対策等これからの環境対策は、工場の排出口における脱硫・脱硝装置の設置のように、環境負荷の生ずるプロセスの末端において負荷を低減しようとする従来のエンド・オブ・パイプ型の対策が中心であった環境問題に比べ、経済社会システムそのものの効率化が対策の中心となるため、環境対策に要するコストをエネルギーコストや原材料コストなどのランニング・コストの削減により償いうる可能性が高いこと
- ・これらのことを背景として、今後環境産業の規模は急速に増加することが見込まれるとともに、ビジネスチャンスも大幅に増加すると考えられること(注2)
- ・我が国産業においても、経団連の環境問題に対する取組やISO14000シリーズへの対応状況、環境会計、環境報告書への関心の高まり、企業組織への環境部門の設置等に見られるように、環境保全を企業経営の必須の部分とみなし、環境問題をむしろ積極的なビジネスチャンスとしてとらえようとする前向きな姿勢が顕著になってきていること

(注2)環境産業は、廃棄物処理業のように、それ自体が環境負荷の低減、処理のための業務を行うものもあるが、その多くは、他の産業の環境保全のための行動に対し、必要な資材やサービスを提供するものである。そのような意味において環境産業が行う設備投資は、環境投資の一環に位置づけられるものであり、環境投資の促進を論ずるときには、環境産業については、環境産業の育成という視点と密接な関係を持って論ぜられることになるものである。

環境産業の市場動向については、国際的、国内的に幾つかの推計が行われているが、環境産業の確たる定義がなく、統計資料も乏しいこともあり、かなり数字が異なっている。しかしながら、いずれの推計も、今後環境産業のかなり大幅な成長を見込んでいる点では共通している。

なお、これらの推計は、いずれも環境産業と目される産業あるいは環境に寄与する製品、サービスを提供する産業をとらえる形で推計を行っているところであるが、実際には、情報産業と産業の情報化の関係と類似した関係がこの分野にもあり、これらの推計に現れた環境産業の製品、サービスを利用する形で、あるいは環境産業の製品、サービスを使わない形で製造工程やサービス提供過程のグリーン化を図る「産業の環境化」が広範に生ずると考えられる。したがって、このような投資を含めれば、環境投資の市場規模は、環境産業の市場規模に比べてはるかに大きいものと考えられるところである。

「環境産業」の範囲については、OECDにおいては以下のように分類されており、環境庁はこれに基

いてその市場規模を試算している。

・環境汚染管理【装置及び汚染防止用資材の製造(大気汚染防止用、排水処理用、廃棄物処理用、土壌、水質浄化用、騒音、振動防止用、環境測定、分析アセスメント用、その他)、サービスの提供(大気汚染防止、排水処理、廃棄物処理、土壌、水質浄化、騒音、振動防止、環境に関する研究開発、環境に関するエンジニアリング、分析、データ収集、測定、アセスメント、教育、訓練、情報提供、その他)、建設及び機器の据え付け(大気汚染防止設備、排水処理設備、廃棄物処理施設、土壌、水質浄化設備、騒音、振動防止設備、環境測定、分析、アセスメント設備、その他)】

・環境負荷低減技術及び製品(装置製造技術、技術、素材、サービスの提供)【環境負荷低減及び省資源型技術、プロセス、環境負荷低減及び省資源型製品】

・資源管理(装置製造、技術、素材、サービス提供、建設、機器の据え付け)【室内空気汚染防止、水供給、再生素材、再生可能エネルギー施設、省エネルギー及びエネルギー管理、持続可能な農業、漁業、持続可能な林業、自然災害防止、エコ・ツーリズム、その他(自然保護、生物多様性等)】

また、産業構造審議会地球環境部会「産業環境ビジョン 環境問題の新たな展開を踏まえた企業活動への環境配慮の組み込み」(平成6年6月27日)における環境産業の分野の分類は以下のとおりである。

・環境支援関連分野(公害防止装置、環境コンサルティング等)

・廃棄物処理・リサイクル関連分野(廃棄物処理業、リサイクル事業等)

・環境修復・環境創造関連分野(河川・湖沼浄化、都市緑化等)

・環境調和型エネルギー関連分野(コージェネレーション、太陽光発電等)

・環境調和型製品関連分野(リサイクル容易化のための製品、廃棄物減量化のための製品、再生資源利用製品等)

・環境調和型生産プロセス関連分野(生体反応利用省エネ型プロセス技術、溶融還元製鉄技術、膜分離精製プロセス技術等)

### 3 環境投資の検討の基本的な考え方

#### (1) 循環と共生の双方を視野に置いた検討

我が国が21世紀において持続的に発展していくためには、地球規模の環境や資源・エネルギーの制約を踏まえつつ、公共部門、民間部門を通じた投資が可能な限り持続可能性を満たす方向に沿った形で行われるよう誘導し、持続可能な経済社会を構築していく必要がある。このような観点から見た場合、環境基本計画が目標として掲げる大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムからの脱却、循環型経済システムの構築はそのための主要な取組の一つであり、環境投資の類型でいえば、主として「及び」に係るものと言えるが、環境投資は、これに止まるものではなく、環境基本計画のもう一つの目標である「健全な生態系を維持・回復しつつ自然と人間との共生を確保」しうる方向に沿って我々の経済社会を方向付けていくための投資も含めて検討する必要がある。本検討会においては、この両者を視野において整理を行うこととした。

#### (2) 環境投資の部門別検討とその視点

環境投資は、公共部門においても民間部門においても実施される。しかしながら、その実施のあり方は、公共部門と民間部門で様相を大きく異にする。

すなわち、資金面を見た場合、公共部門においては税金をもって実施されるのに対し、民間部門においては製品・サービスの対価を収受し、投資のコストを回収する形で行われる。このため、公共部門の投資主体は国、地方公共団体等であり、民間部門においては企業等であるのが通例である。

また、実施の目的から見た場合、公共部門においては、公共の福祉の増進の観点から、環境の保全や維持改善それ自体を主たる目的として投資が行われるケースが相当見受けられる。これに対し、民間部門にあつては、企業の社会的責任と企業イメージの重要性が認識されてきたことに伴い、大きな変化も見られ、省エネ・省資源投資など事業効率の向上につながるものについてはむしろ積極的な投資が行われるものの、環境の保全や維持改善それ自体は投資を行うに当たっての主たる目的となりにくいことから、適切な環境配慮が行われるために規制や経済的インセンティブの付与等による動機付けが必要な場合も見られる。

このことに関連して、公共部門の環境投資は、環境投資の類型で言えば、主として「及び」の分野において、社会インフラに関係する部分を中心に行われるのに対し、民間部門の環境投資は、「及び」の分野において製品やサービスの提供に関連して行われる(注3)。また、環境投資のうち、「及び」の技術開発やモニタリングのための投資については、両部門でもともに行われるが、民間部門においては、製品やサービスの提供に関連して行われるのに対し、公共部門においては、基礎的な分野や民間部門において取組に躊躇があるコスト・パフォーマンスの悪いものあるいは明らかでないもの等が実施される。

(注3)例えば、廃棄物処理・リサイクル関連の投資について見れば、公共部門の環境投資は、主として一般廃棄物の適正処理のための施設や民間部門において体系的な対応が図られていないリサイクル施設を中心に行われている。これに対し、民間部門の環境投資は、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用などのための生産工程の変更や新規に必要な施設あるいは産業廃棄物の処理のために必要な施設整備などに対する投資として行われるとともに、公共部門、民間部門における施設・設備の新增設、改修のために必要な資材やそれらの投資のために必要

となるサービスを提供するために必要な施設、設備に対する投資として行われる。

このように、環境投資については、部門毎にかなり様相が異なるため、本検討会においては、便宜上、公共部門における環境投資と民間部門における環境投資に分けて課題とその解決の方向性の整理を行うとともに、公共部門における環境投資と民間部門における環境投資がかなり錯綜して関係してくる部分として環境研究・環境技術開発と情報基盤整備について所要の整理を行うこととした。なお、公共部門における環境投資と民間部門における環境投資は、マクロ的に見れば、経済社会における資源配分の問題であり、両者がそれぞれ全く独立の関係にあるものではないことに留意する必要があると考えられる。

これらの整理に当たっての視点は次のようなものである。

### 公共投資

国、地方公共団体等の公共投資における環境配慮の織り込み（グリーン化）を積極的に推進していく必要がある。

我が国の社会資本については、既存ストックの有効活用を図るとともに、今後、高度経済成長期に大量に整備された社会資本が更新期を迎えることを契機とした社会資本の環境配慮型のものへの転換を積極的に推進することが必要である。なお、更新により生じる廃棄物の有効利用にも留意する必要がある。

循環型社会構築のための取組が推進されていることに鑑み、循環型社会の実現のために必要とされる社会インフラについては特に整備の推進を図る必要がある。

PFI等の民間活力の導入（公共分野の市場化）については、環境面から見た持続可能性の方向に沿った運営が確保しうるかどうか見定めた上で導入の可否を決定する必要がある。

過去の経済社会活動に起因する環境負荷の累積、すなわち環境上の「負の遺産」についても、その解消を図るための取組が必要である。

### 民間投資

行政の関与、特に規制は必要最小限度に止めるべきである。経済的パフォーマンスの向上が環境パフォーマンスの向上にもつながるようなケースは、基本的には、市場が十分に機能しうるよう配慮することで足りる。両者がトレード・オフの関係にある場合や環境の外部性が強い場合には、環境コストの市場価格への織り込み等適切な条件整備が必要である。

環境の市場化を図ることが可能であり、適切な場合には、公共性を担保する措置を講じつつ、その実現を図ることを検討する必要がある。

地球の環境容量の制約に直面しつつある現在、価格メカニズム等に環境容量の制約条件を適切に織り込んでいくという視点が重要である。

企業においては、生産工程から生ずる環境負荷の低減に関しては、エンドオブパイプ型の投資（公害防止投資等）が中心であったが、循環型経済システムの構築の観点から、今後、廃棄物の発生抑制（リデュース）、部品等の再使用（リユース）、原材料としての再利用（リサイクル）が行われるための投資を促進するための枠組みを形成していくことが重要である。

### 研究開発

官民ともに関与するが、比較的市場に乗りやすいものと市場に任せただけには十分な実施が期待できないものがある。前者については、基本的には、市場が十分に機能しうるよう配慮することで足りる。後者については、可能な限り、市場に乗るよ

う条件整備を行った上で、不足する場合は、行政の直接的な実施、あるいは支援の枠組みが必要である。

持続可能な経済社会の構築のためには、燃料電池など環境負荷の低減のための研究開発のほか、公共投資・民間投資を促進する基盤となる研究開発も必要である。

環境技術に関しては、新技術の開発のみならず、既存技術の普及や新たな組み合わせの検討が重要であることを認識する必要があるとともに、ローカルな技術の蓄積の活用を含め、地域の自然的、社会的、経済的な状況に適した、いわゆる「適正技術」の観点を重視する必要がある。なお、このような検討にあたっては、途上国における活用も念頭に置いて進めることが期待される。

環境面における技術革新は、環境政策の方向性や目標を明確にした上で、産業界との連携の下に戦略的な誘導を図ることが効果的な場合も多い。

## 4 環境投資の推進に当たっての課題

### (1) 公共部門における環境投資の推進

公共部門における投資を通じて我が国経済社会を持続可能なものに転換していくためには、公共投資の中において環境投資の重要性を十分認識するとともに、環境投資の範疇に属さないものについても投資の実行に当たって適切な環境配慮が加えられるようにすることが必要である。

わが国の財政事情が、中長期的に極めて厳しい状態が続くものと考えられ、公共投資についても今後益々国民のニーズを踏まえた重点的、効率的な対応が求められると考えられる中において、環境投資を充実させていくためには、先ず必要な環境投資の内容を明らかにし、これを優先度の高いものとして扱っていく枠組みが必要であり、そのような枠組みとして、予算編成に関連して行われている「関係行政機関の公害の防止並びに自然環境の保護及び整備に関する経費の見積り方針の調整」(いわゆる「環境保全経費」の見積り方針の調整)を十分な機能を果たしうるものとして改善することを検討する必要がある。

一方、公共投資一般に環境配慮を織り込んでいくことについても、それにふさわしい枠組みが整備される必要があるが、そのような枠組みに関しては、事業評価システムに環境配慮の状況を重要な視点として適切に織り込んでいくこと、環境アセスメントについて技術手法の確立等のきめ細かい対応を行うこと、戦略的環境アセスメント、環境マネジメントシステムのような手法について検討することが重要である。

なお、現在、公共投資の分野においても、PFI(Private Finance Initiative)をはじめとする民間の資金やノウハウの活用の可能性について模索が行われているところであるが、そのような手法が活用される場合には、少なくとも公的主体が実施主体となる場合と同等の環境配慮が確保されるよう必要な措置がとられる必要がある。

#### 環境保全経費の改善

環境保全経費は、政府における公害の防止並びに自然環境の保護及び整備(環境保全)に関する経費を総称したものであり、環境保全に係る施策が極めて広範多岐にわたり、複数の関係省庁において取り組まれていることから、政府全体としてその効率的な展開が図られるよう、昭和46年の環境庁の設置に際し、関係行政機関の環境保全経費の見積もり方針の調整を環境庁が行うこととされ(環境庁設置法第4条第3号)、省庁再編後の環境省にもこの権限が引き継がれることとされている。

環境庁においては、毎年、環境保全経費の見積り方針の調整の基本方針を策定し、環境保全対策として重点的に推進すべき事項を定め、これに基づき、関係省庁の環境保全経費の調整を図るとともに、予算案の国会提出に際し、環境保全経費の取りまとめを行い、国会において説明を行っている。

このような環境保全経費の仕組みは、公共部門における環境投資の推進の枠組みとして活用されうるものであると考えられるが、現在の環境保全経費については、次のような課題があり、環境投資が公共投資の中における重点分野となりつつある状況を踏まえ、環境基本計画の見直しを契機として、これらの点について改善を図る必要がある。

- ・ 環境保全経費の見積り方針の調整に当たって、施策の登録基準及びプライオリティ付けが不十分なため、各省庁の政策立案に対する働きかけが弱い。
- ・ 環境保全経費の効果についての検証及びその結果のとりまとめへの反映が行われて

いないため、環境保全経費は、環境基本計画の施策体系に沿ってとりまとめているものの、環境基本計画と一体的な運用が行われているとは言い難く、また、環境保全経費に該当する経費が環境保全に資することについての国民に対するアカウンタビリティが十分であるとは言い難い面がある。

なお、これらのうち、環境保全経費における施策の登録基準やプライオリティー、環境上の効果の評価の問題については、本検討チームにおける検討の中で、強く指摘があった点であり、環境投資を推進し、環境基本計画を効果的に実施するためには、早急に考え方をとりまとめる必要がある。

### 事業評価への環境配慮の視点の適切な織り込み

中央省庁等改革基本法において、事業の実施前後における費用対効果分析を行い、その結果を公表することとされたことに伴い、関係省庁において事業評価のための取組が進められており、公共事業関連省庁においては、「公共事業の実施に関する連絡会議」において費用対効果分析の共通的な運用方針の策定を試みるなどしながら、それぞれ、公共事業の新規採択時評価、再評価及び事後評価の取組を推進しているところである。

環境投資あるいは事業への環境配慮の織り込みを推進するためには、これらの事業評価に環境の視点が適切に導入されていくことが必要であり、環境サイドにおいても、その参考となる公共投資に際しての環境配慮のガイドラインを早急に整理する必要がある。

### 手続的環境政策手法の整備

公共投資における環境配慮の織り込みに関しては、土地の形状の変更や工作物の新設等を伴う大規模な事業の実施に際して、環境影響評価法等による環境アセスメントが義務づけられるに至ったところであり、公共投資における環境配慮の織り込みに大きな効果を発揮することが期待されているところであり、今後ともその手法やノウハウ、情報の整備等に努めながら適切な実施を図る必要がある。

しかしながら、このような環境アセスメントには、複数の事業の累積的影響の評価や環境保全の観点からの複数案の検討の幅の広さにおいて限界があることが指摘されており、より上位の政策・計画段階における環境アセスメント、すなわち、戦略的環境アセスメントの必要性が指摘されている(環境影響評価法制定時の国会附帯決議等)。戦略アセスメントについては、制度化を早急に検討すべきであるが、当面、諸外国における実施事例を踏まえ、手続、内容、評価方法等の原則を明確化しつつ、事例を積み重ねていくことが重要である。

また、通常の実業実施の段階における環境配慮の織り込みに関しては、工事施工上の細かな環境配慮の指針が定められることも多くなっており、このような現場レベルの取組をさらに促進するとともに、そのような取組を体系的に進めるための基盤として、民間企業において普及が進みつつある環境マネジメントシステムの手法を公的部門においても導入することが有効であると考えられる。

### 民間の資金やノウハウの活用の際しての環境配慮の確保

現在、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営等に民間の資金とノウハウを活用

し、公共サービスの提供を民間主導で行うことにより、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ろうとする動きが模索されており、そのような手法として、PFIや公設民営方式、土地信託などの手法が提示されている。

そのうち、PFIは、投資の計画から完成後の維持に至るまで民間が包括的に実施する、公共投資の民間による代行という性格をもつ手法として注目されているものであり、財政上の制約による社会資本整備の遅滞を緩和しうること、公的部門の投資余力をより困難な投資に重点的に振り向けることができること、事業実施の自由度が高いこともあり公共サービスの早期提供開始が期待できることなどのメリットが考えられるものの、環境面から見た場合、公的部門が実施するのと同様以上の環境配慮が行われるよう、適切な枠組みを確保する必要がある。

## (2) 民間部門における環境投資の促進

環境政策としての民間部門における環境投資の促進は、民間部門における投資は、最終的に個々の企業における経営判断として行われるということを踏まえて検討される必要がある。その場合のポイントは、企業の自発的な環境投資をいかにして引き出すかという点であり、環境政策は、産業政策と連携しつつ、企業の自発的な環境投資を阻害する要素を取り除くとともに、企業の自発的な環境投資を助長するような環境整備を行う必要がある。この場合、環境コストが内部化されていないことに伴い市場メカニズムを通じた資源配分の最適化に市場が失敗する現象や必要な情報の欠如等により個別企業がそれぞれ最適と思われる行動をとりつつ、全体としては、必ずしも適切な結果に至らない問題の克服にも留意する必要があると考えられる。

この点について昨年12月に行われた国家産業技術戦略の一次取りまとめにおいては、環境分野の産業技術の革新を阻害している問題点・課題として次のような点が挙げられているが、その趣旨は、民間部門における環境投資についてもほぼ妥当するものであると考えられる。

- ・環境全般の体系的な整理・把握が欧米に比べ十分でない。
- ・環境対策は社会の中でのコスト分担の在り方が明確でないため、企業が自主的に技術革新に取り組むインセンティブが小さい。
- ・環境対策が未だ十分には市場にビルトインされておらず、一般に開発費が高額であり、環境分野の産業技術は開発リスクが大きい。
- ・将来の需要の見通しや消費者の環境問題に関する意識等今後の市場についての不透明感が強い。
- ・環境に関する各種情報が十分に整理されていない。
- ・経済社会活動の根幹に関わる問題であり、技術が普及するためには、社会全体での取組が必要である。

これらの点を環境投資との関係において、課題として整理すれば、次の5点に要約できると考えられる。

- ・企業の投資行動をガイドしうる経済社会の将来像とそれに向けての総合的なシナリオが提示される必要があること
- ・環境投資のインセンティブを確保するため、環境のコストを市場に内部化していくことも必要であること
- ・環境投資は、経済社会全体を環境配慮型のものに転換していく流れの中でとらえ、需要面を含めこれを促進するための環境整備を行う必要があること
- ・必要な投資のレベルが確保されない場合には、適切な支援の可能性を検討するこ

とが必要であること

- ・環境に関する情報の整備と社会的共有を進めるとともに、それを基盤として環境全般にわたる体系的な整理・把握を行い、環境と経済の統合の視点からコンセンサスを形成し、政策化していく必要があること

以下においては、これらの点を順次整理して提示することとする。なお、最後の点については、公共部門における環境投資にも関連するものであるため、両者に共通する問題として扱うこととする。

## 経済社会の将来像とそこに至るシナリオの提示

環境投資は、多額の資金を要するものであり、個別企業の投資行動は、基本的に経済社会の動向に規定される。個別企業の環境投資が適切な方向性と規模をもって実行されるためには、この点に関する予測可能性を可能な限り高めていくことが必要であり、経済社会の将来像とそこに至るシナリオが提示されることが望ましい。

経済計画や全国総合開発計画は、戦後の我が国において、このような役割を担ってきたものであるが、近年における環境問題の状況を踏まえ、環境と経済の統合という方向に環境政策の転換を図っていくために制定された環境基本法に基づく環境基本計画においても、環境の側面から見た持続可能性の考え方を中心として、我が国の経済社会の具体像とそこに至るシナリオの提示に極力努めるべきである。

また、このような経済社会のシナリオの下に、環境投資の促進に関する基本的なシナリオが総合性をもって提示されることが望ましいが、そのようなシナリオには、環境産業の活性化、環境技術の振興、環境に関連する社会基盤の充実等の論点が含まれることが必要であると考えられる。また、これらのシナリオは、我が国が国際社会の重要な一員であり、環境問題とこれに対する対策が国際的な広がりを増していることを踏まえたものであることが必要である。

## 環境コストの市場への織り込み

環境は、従来、特段の規制がない限り、不特定多数の人々が自由に利用できるものとされてきたところであり、その性格上、全面的に市場に委ねる場合には、環境利用のコストを個々人が正しく評価し、人々がそれぞれの利用に応じて適切なコストを支払うことを期待することは困難であり、その結果、本来必要と考えられる水準の環境投資が行われないことになると考えられる。また、今日、人類は、地球の環境容量の制約に直面しつつあると考えられるところであり、そのような事柄が価格を通じて十分市場に反映されない場合には、資源の配分の歪みや不適切な使用が生ずる。

このような問題点を解決し、民間主体による環境投資を促進していくためには、規制措置や経済的措置を通じ、環境の利用のコストを市場に内部化することにより、これまで潜在していた環境保全のニーズを顕在化させ、環境投資のための需要を形成していくことが必要であり、効果的である。

## 環境投資の促進のための環境整備

### ア 企業における環境経営の促進

企業の自発的投資の促進を基本としつつ、民間部門における環境投資の促進に関する

政策を講じていくためには、企業の側にそのような政策に対応する素地が形成されることが必要である。すなわち、環境保全の観点が企業の経営方針に組み込まれ、環境保全のための取組が企業目標や経営戦略の一部として明確に位置づけられ、企業内での業績評価においても環境保全への取組が適切に評価されている場合、環境政策やグリーン購入の促進を通じた需要の創出や、エコ・ファンド等を通じた投資先選別の基準への環境面からの評価の組み入れ等は、企業が事業活動の各段階において環境保全への取組を自発的に行っていく上でのインセンティブとして有効に作用する(注4)。

このような観点から、持続可能な経済社会への転換を目指す環境政策の一環として、企業の環境経営を助長する政策がとられるべきであるが、そのような政策展開の方向性としては、企業の自主性を前提としつつ、何らかのインセンティブを付与することを含めたISO14000シリーズ等による環境マネジメントシステムの導入の促進、環境設計の考え方の確立、環境会計、環境報告書の普及、環境パフォーマンスの評価やライフサイクルアセスメントなどの環境負荷の総合的な評価のための手法の開発など、企業が環境経営を実施していく上で必要なツールを提供することが重要であると考えられる。

また、循環型経済システムを構築するためには、企業の環境経営の在り方が市場において適切に評価され、消費者や投資家等様々な主体からそのような企業の財・サービスや株などが選好されることによって、更に環境経営が進められていくことが望ましい。

このため、環境パフォーマンス評価も含めて企業がどのように環境保全対策を行っているのかという情報を消費者を含む関係者に対して適切に提供することにより、コミュニケーションを図ることが重要になる。環境に関する取組をまとめた環境報告書や環境対策に関する支出や効果をまとめた環境会計、製品に関する環境ラベリング等は、このような環境コミュニケーションの重要なツールであるが、企業の環境経営に対する評価をより適切かつ客観的に行うためには、今後、これらの情報に関し、客観性・標準性を担保しつつ比較可能性や精度の向上を図ることや第三者による意見提出あるいは評価についても検討されることが必要であると考えられる。

(注4)企業が経営方針において環境保全への取組を重視する要因としては、環境関連の法規制、企業の環境対策が成長力につながると考える消費者や投資家、環境を重視する取引先への対応、あるいはトップの経営者の方針、社会的責任、新規市場の開拓、環境汚染による被害の未然防止等が挙げられる。

## イ 環境投資の促進と一体となった社会インフラの整備

環境投資の中には、単独で直ちに効果を発揮するものもあるが、今後、環境負荷低減のため、大きな期待がかかっているものの中には、例えば、燃料電池車を含む低公害車や在宅勤務やリモートオフィス、モーダルシフトのように大規模な社会インフラの整備を必要とするものも多い。そのような社会インフラについては、道路、港湾のように民間投資になじみにくいものあるいは初期の利用効率が低いことや資本の懐妊期間が長いため、民間だけではバランスの取れた形で必要な投資が行われることを期待しにくいものも多いと考えられる。

このような場合、税財政上あるいは金融上の措置を通じて民間による投資を最大限助長することを基本としつつ、公共部門においても、環境投資の重要性を認識しつつ、適切に社会インフラの整備を進めることも必要である。

## ウ 需要面からの環境投資の促進

民間部門における投資の最大のインセンティブは需要の存在であり、環境投資が促進されるためにも環境配慮型の財・サービスに対する需要の存在が極めて重要である。このような観点から見た場合、需要サイドにおける対応としては、環境負荷の少ない財、サービスに対する消費者の選好を高め、グリーン購入を助長する政策が必要であると考えられる。そのような政策展開の方向としては、関係主体の連携の下に国民に対する環境教育を通じて消費者の環境に対する理解を深めること、環境ラベリングの促進等を含め、財・サービスに関する環境情報をわかりやすく提供することに努めること、国、地方公共団体等の公的主体が率先してグリーン購入に努めること、企業等の大口需要者のグリーン購入の動きを助長すること、トップランナー方式を含めて企業サイドの環境配慮型商品開発を促進することによりグリーン購入の選択の幅を拡大することなどが必要であり、これらを助長するための政策パッケージを用意することが適当であると考えられる。

## エ 環境投資のための資金調達の円滑化

企業における環境投資のための資金が円滑に調達されることも重要である。我が国においては、従来、企業の資金調達方法は、銀行からの借入によるケースが中心であったが、近年、株式、事業債等の発行をはじめとして次第に多様化する傾向にある。今後、環境投資を促進していくためには、このような情勢を踏まえ、企業が環境投資の資金を円滑に確保できる枠組みを検討する必要があると考えられる。そのような枠組みの形成のためには、投資家が株式投資を行う際や金融機関等が企業に出融資する際に社会的責任の考え方等に基づいて企業の環境保全への取組を判断材料として組み入れることを助長していくことが重要であると考えられる(注5)。

このような取組は日本ではまだ初期的な段階にあるが、今後、取組の進んでいる欧州諸国の事例も参考にしつつ、持続可能な経済社会への転換のための政策展開の一環として、様々な資産運用の際の企業評価において環境面がより重視され、環境投資が一層促進されるような仕組みを検討していく必要があると考えられる。

なお、様々な主体が資産運用において、企業を環境の観点から評価する際の基準を提供するものとして、例えば企業の環境格付けや環境面から見た企業のブランド価値などの情報が今後重要性を増すものと考えられるところであり、企業サイドにおいても、資金調達の観点から、これらの環境情報を積極的に外部に提供していくことが重要になるものと考えられるところである。

また、企業サイドのこのような取組に対する評価が適切に金融市場等社会システムで反映されるようになったとしても環境投資は企業収益の増加をもたらさない場合が多いので、政策金融等による支援が必要であると考えられる。

(注5)環境投資のための資金調達に資すると考えられる動きとしては、次のようなものが注目される。

エコファンド：エコファンドとは、環境への配慮の度合いが高く、かつ株価のパフォーマンスも高いと判断される企業の株式に重点的に投資する投資信託であり、平成11年に発売が開始されて以来販売は順調であり、国内で販売している5社の純資産の合計は平成12年4月現在で約2171億円になっている。長引く不況下で定期預貯金等の安全資産の金利が下がるとと

もに、銀行等に対する投信窓販の解禁も相まって、エコファンドを含む投資信託等のリスクを伴う資産が個人金融資産の受け皿になりやすくなったという背景がある。エコファンドの投資先企業の選定基準は様々で、大半はまず従来型の財務分析や株式判断による対象企業の収益性・安定性の評価によって銘柄を選定した上で、環境面からの選定が行われる。各業種共通の評価項目としては、経営方針における環境保全への取組の明確化、環境マネジメントシステムの構築、環境会計、製品やサービスにおけるLCAを踏まえた環境保全の取組（省エネや省資源、廃棄物・リサイクル対策等）、環境情報の開示等が中心である。わが国で発売されたエコファンドの販売が好調である理由については、購入者の約9割が個人投資家であることから、環境対応能力が企業の競争力の一要因であるとの見方や資産運用の際にも環境保全に留意すべきとの考え方をもち個人の金融資産が、エコファンドを通じて環境対策を行う企業に流れているという見方がある。なお、その投資先企業の選定基準はあまり明確にされておらず、銘柄が大企業に集中しているという批判も一部には見られる。

保険会社、年金基金における環境対応能力を判断基準とする資産運用：保険会社や年金基金の資産運用においても、企業の環境対応能力を一つの判断基準とすることが可能であり、ヨーロッパ諸国では既にその取組が見られ、イギリスでは1995年の年金法改正により、年金基金の社会的責任、環境保全・倫理的投資に関する方針等の公開が義務づけられるに至っている。日本ではまだ事例が少ないが、日本労働組合総連合会がその環境指針において、労働組合の年金基金の運用の際に環境保全の視点を入れることを表明している。

金融機関による環境関連の低利融資制度等：国内のいくつかの銀行において、既に公害防止、リサイクル事業の整備費用やISO14001の認証の取得費用、省エネ対策の資金等に係る企業への低利融資制度や環境ビジネスを含むベンチャー企業向けの融資制度が設けられている。

## オ 税財政、政策金融上の支援の枠組み

環境投資については、従来から公害防止やオゾン層保護対策、省エネルギー、廃棄物・リサイクル対策に関連する事業を中心に税財制上の措置や政府系金融機関などによる低利融資制度などが活用されることにより、促進が図られてきている。特に、近年においては、従来型の汚染処理設備等の公害防止対策事業に加え、循環型社会を構築する上で重要となる、再生資源を利用した製品を製造するための設備に対する特別償却措置やリサイクルに資するように工夫された製品の製造設備整備に対する政府系金融機関からの低利融資制度等も設けられている。今後においても、環境投資は、採算性の厳しい分野や資本の懐妊期間が長期にわたる分野、事業リスクの大きい分野などに係る投資であり、持続可能な経済社会の形成に不可欠なものとして政策的な推進を図る必要性があることから、「汚染者負担の原則」や貿易に関する国際的な取り決め等を踏まえつつ、このような支援の枠組みの適切な運用に努める必要があると考えられる。

### (3) 公共部門、民間部門を通じた環境投資のための環境整備

#### 環境研究及び環境技術開発

環境研究及び環境技術開発は、それらを行うための施設・設備の整備のための投資を必要とするものであり、それらの投資が環境投資の一環として位置づけられるものであ

るが、それらは同時に、環境投資が推進されるための条件でもある。

また、環境研究及び環境技術開発のための投資は、環境研究及び環境技術開発の方向性と不可分のものとして検討され、実施される必要がある。

このような観点から、以下においては、先ず、環境研究及び環境開発の環境投資のための条件としての側面に着目し、環境研究及び環境技術開発のあり方全般についての考え方を提示した上で、環境投資の側面についてはこれらの考え方を実現するために必要な投資を推進すべきであるという形で整理しておく。

環境研究及び環境技術開発は、人類が環境を保全していくために不可欠の知的基盤であるという意味で強い公共的性格を有すると同時に、環境ビジネスなど新たな事業や雇用の創出に貢献し、産業界にとって競争力の源泉となるという意味で産業戦略上も極めて重要である。

しかしながら、環境研究及び環境技術開発は、企業レベルにおいては、短期的には、コスト増加要因であり、多くの企業においては、当該企業の生産する製品やサービスそのものに直結しないことも多い。また、社会の中で環境利用のコストが内部化されていない場合には、企業の自発的な取組を促すインセンティブが働きにくいという問題がある。さらに、一般的に環境研究及び環境技術開発は開発費が高額で開発リスクが大きいことが指摘されており、特に、長期間を要し、あるいは大規模、革新的であって、リスクの高い技術・研究開発については、単独の企業にその成果を期待することは難しい。このため、環境研究及び環境技術開発は、企業内部において、優先順位の低い問題として扱われるおそれがあり、この点に環境研究及び環境技術開発の促進を環境政策の一環として位置づけを行う必要性が存する。

一方、公的部門においては、環境研究及び環境技術開発は、我が国の研究・技術開発の重点分野の1つとして位置づけられており、政府全体では、多くの関係機関が、それぞれの所管との関連で様々な観点から多くの取組を行っているが、全体を通じた明確な戦略や相互間の連携が十分でないなどの問題も指摘されている。

さらに、環境研究及び環境技術開発に必要な資金は、その性格上、国などの公共主体に依存する割合が他の分野に比べ大きいと考えられるが、我が国の公的セクターにおける環境に関する研究資金の規模は、欧米の主要先進国に比べ相対的に高いとは言えない水準にあるとのデータもある。限られた資金を、重点的・効果的に活用し、環境研究及び環境技術開発の充実に努めていく必要がある。

中央環境審議会においては、このような事情を踏まえ、平成11年7月に、新たな環境基本計画の策定に先立ち、戦略的な重要性の増す環境研究及び環境技術開発に関し、新たな枠組みを提案するため、10年程度を見通した5年程度の環境研究及び環境技術開発の推進政策を具体化するものとして、環境研究技術基本計画についての答申を行ったところである。同答申は、その目的として、

- ・今後の環境研究及び環境技術開発の方向性を示す指針とする。
- ・今後の取組が必要とされる環境研究及び環境技術開発に関する重点課題を明らかにする。
- ・環境研究及び環境技術開発を総合的・計画的に推進していくための施策を示す。

という3点を挙げている。また、環境研究技術の基本的方向としては、環境政策との連携強化、社会経済情勢への迅速な対応、体系的・総合的な視点の重視、各主体間の連携・交流の促進、世界へ向けた成果の発信、地域の特性を踏まえた推進、環境技術の開発、普及、移転及び環境ビジネスの振興・雇用の創出の8点を挙げている。さらに、環境研究技術の重点的課題としては、環境変化の機構解明、環境影響の把握及び環境保全対策の3点を挙げている。その上で、同答申は、環境研究技術の推進方策として、環境研究

及び環境技術開発の課題を基盤的・先導的研究課題、問題対応型研究課題、政策提言・政策対応型研究課題及び環境技術開発の4つの類型に分類して推進の基本的枠組みを示すとともに、これらの類型を横断的、共通的に実施すべき施策として、環境研究及び環境技術開発の総合的な推進、連携と共同、研究開発基盤の整備の3つの項目に分けて整理を行っている。

環境研究及び環境技術開発についての課題と必要な対応については、ほぼ環境研究技術基本計画において整理されていると考えられるので、環境基本計画の見直しに当たっては、これを踏まえて所要の整理を行うとともに、それらの実現のために必要な施設・設備の投資について環境投資として推進することとすべきである。

### 環境に関する情報基盤の整備

環境に関する各種情報は、環境保全という共通の利益を実現していく上で必要不可欠なものである。

また、産業の振興という観点から見ても、環境投資に関する基礎的な統計が未整備であることなどから、環境保全に関連する産業活動のための情報が十分でなく、環境配慮型の商品等の将来の需要の見通しや消費者の環境問題に関する意識等今後の市場動向についての予測が立てにくいことが、環境投資の促進を妨げているとの指摘がある。

このような事情を踏まえ、環境に関する情報について、積極的な整備とデータベース化を図るとともに、可能な限り、情報の公開と社会的な共有化が図られることが望ましい。なお、環境情報の整備に当たっては、環境統計のように公共主体が行わなければならないものと、環境報告書の公表等を通じ、民間ベースで提供、整理されていくものがあると考えられる。

環境に関する情報基盤の整備に関して検討すべきであると考えられる項目は、次のようなものである。

- ・技術・研究開発の基盤となる科学的知見の充実及び地球観測データ等の情報ネットワーク基盤の整備
- ・環境保全型の製品、技術、サービス等に対する内外の需要やその将来予測についての情報、利用可能な再生資源などの発生状況や発生予測に関する情報など、環境保全に関連する産業活動のための情報整備
- ・環境関連産業等、環境投資に関する基礎的な情報及び国土環境情報等の関連情報の整備

### 地域における連携

持続可能な経済社会に向けた投資は、具体的には、地域レベルにおいて行われるものが極めて多く、そのような場合には、例えば、地域における廃棄物処理・リサイクルのための仕組みを考えればわかるように、環境投資が十分に効果を発揮しうるかどうかは地域の経済社会システムやライフスタイルあるいは地域住民の環境保全に向けた意識や行動と密接な関係を持つことになる。このような意味において、地域における地方公共団体や地域住民、企業、NGOなどの連携は環境投資の促進を図るための重要な条件であり、環境投資の効果を支えている地域の住民やボランティアなどの活動を支援していくことが必要である。

## おわりに

本検討会においては、公的部門と民間部門を通じた環境投資の在り方について検討を行った。

環境投資は、我が国が持続可能な経済社会への転換を図っていく上で重要な手段となるものであり、今回の環境基本計画の見直しにおいても総論的な部分において適切な位置づけが行われることを期待するものである。

また、本検討会においては、時間的な制約もあり、環境投資の基本的な方向性と必要な政策的な対応策の概要を示すに止まったところであるが、環境投資は、いかなる投資が必要であるかという具体的な問題である。この点について公共部門における投資については、環境保全経費の適切な運用を通じて整理していくとの方向性を示したところであるが、民間部門の投資及び研究開発投資については、今後促進することが望ましいと考えられる具体的項目について、環境基本計画の見直し過程における各検討チームの検討結果も踏まえ、整理を行い、各論的部分において方向性を示すことを提案したい。

なお、現代社会においては、財・サービスの国際的移動が活発に行われ、環境問題も国際的広がりを見せているところである。このような中で、世界的規模で環境技術の開発や環境産業の成長が見られている。このため、今後、環境投資を考えるに当たっては、貿易に関する国際的取り決め等の国際的枠組みや情報通信技術の革新などを踏まえ、環境サービスや環境技術の国際的展開に資する方向で対応を図る必要があることに留意すべきと考えられる。